

エコツーリズム推進に関する検討会について【報告】

自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

1. 検討会設置の目的

平成 20 年 4 月に施行された「エコツーリズム推進法」(平成 19 年法律第 105 号、以下「法」という。)第 4 条に基づき定められる「エコツーリズム推進基本方針」(平成 20 年 6 月閣議決定)は、「エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。」とされており、また同法附則第 3 条では、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、平成 26 年 7 月に同法の主務省庁(環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省)において、エコツーリズムの推進に関する現状と課題や今後の推進方策等について検討することを目的とした、有識者による「エコツーリズム推進に関する検討会」を設置し、平成 27 年 1 月に「エコツーリズム推進に関する検討会報告書」が取りまとめられた。

2. 報告書の概要

検討会においては、現状の課題に対する今後のエコツーリズム推進方策について、以下の項目が提案された。

課題 1 : 「エコツーリズム」の概念の共有に関する課題

- ▶ エコツーリズムの概念や法に基づく全体構想の意義が広く理解されていない。

解決の考え方

- ・ 分かりやすい言葉で事業実施主体や国民に概念を広めることが必要。
- ・ 全体構想を作成し認定されることの意義や利点が理解されることが必要。

< 今後のエコツーリズム推進方策 >

(1) 正しい理解の普及促進

ポータルサイト「エコツーリズムのススメ」の充実・更なる活用
 情報発信や広報の観点からの表彰制度の見直し
 「エコツアー」の要件の提示

(2) 全体構想の意義や利点の発信と作成促進

全体構想認定の意義や利点を様々な機会で明示
 エコツアーの認証マーク付与による広報の強化
 都道府県又は各国立公園地域に 1 以上の全体構想作成を促進する仕掛けの検討

(3) モデルの創出

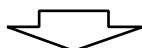
エコツーリズム先進地域創出のための国立公園内の取り組みへの支援の重点化

課題 2：情報の収集・発信・共有に関する課題

- ▶ エコツアーの認知度が低い。

解決の考え方

- ・「エコツアー」の認知度を上げるための様々な取組を実施することが必要
- ・継続的な取組へのモチベーションの維持が必要



<今後のエコツーリズム推進方策>

(1) 「エコツアー」情報の収集と発信

旅行会社に対するエコツーリズムセミナーの実施など販売チャネルへの働きかけ
地域外の学校への出前授業等、学校・社会教育活動との連携による都市部へのアプローチ

イベント出展等によるエコツアー情報発信の機会の創出

(2) 情報共有の機会の創出

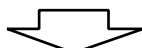
エコツーリズムに取り組む地域の協議会等のネットワークの創出

課題 3：エコツーリズムを継続するための仕組みづくりに関する課題

- ▶ エコツーリズムを継続する仕組みについての理解やエコツーリズムを担う人材が不足している。

解決の考え方

- ・エコツーリズムが将来的に地域の長期的な発展戦略として位置づけられることが必要
- ・自然観光資源のモニタリング及び保全状況の評価が必要
- ・ガイド、コーディネーター等地域の中で主体的に取り組む人材が重要
- ・エコツーリズムの推進組織の運営費となる財源の確保が必要



<今後のエコツーリズム推進方策>

(1) 理解の促進

取組段階に応じ、アドバイザー派遣や「エコツーリズム推進マニュアル」の活用
自然観光資源調査、プログラムづくり、旅行商品の販路開拓への支援
広域的な視点から、市町村や協議会の支援が期待される都道府県のエコツーリズムに対する理解の深化

(2) モニタリングの実施と継続

国等が技術的助言や参考事例を示すなど地域の実情に応じた最適な持続可能なモニタリング及び評価を行うための支援
モニタリングに関する情報共有

(3) 担い手の確保と育成

副業としてガイドを行う者や地域で活動する外部の若者の活用等による幅広い人材の確保
消費者のニーズを的確に把握するためのマネジメントやマーケティングに精通した人材の育成

(4) 財源の確保

受益者から広く徴収する方法の検討
推進組織による販路開拓や商品開発等に収益を充てる仕組みの検討